

本庁舎は免震化により 地震に強い建物に生まれ変わりました。

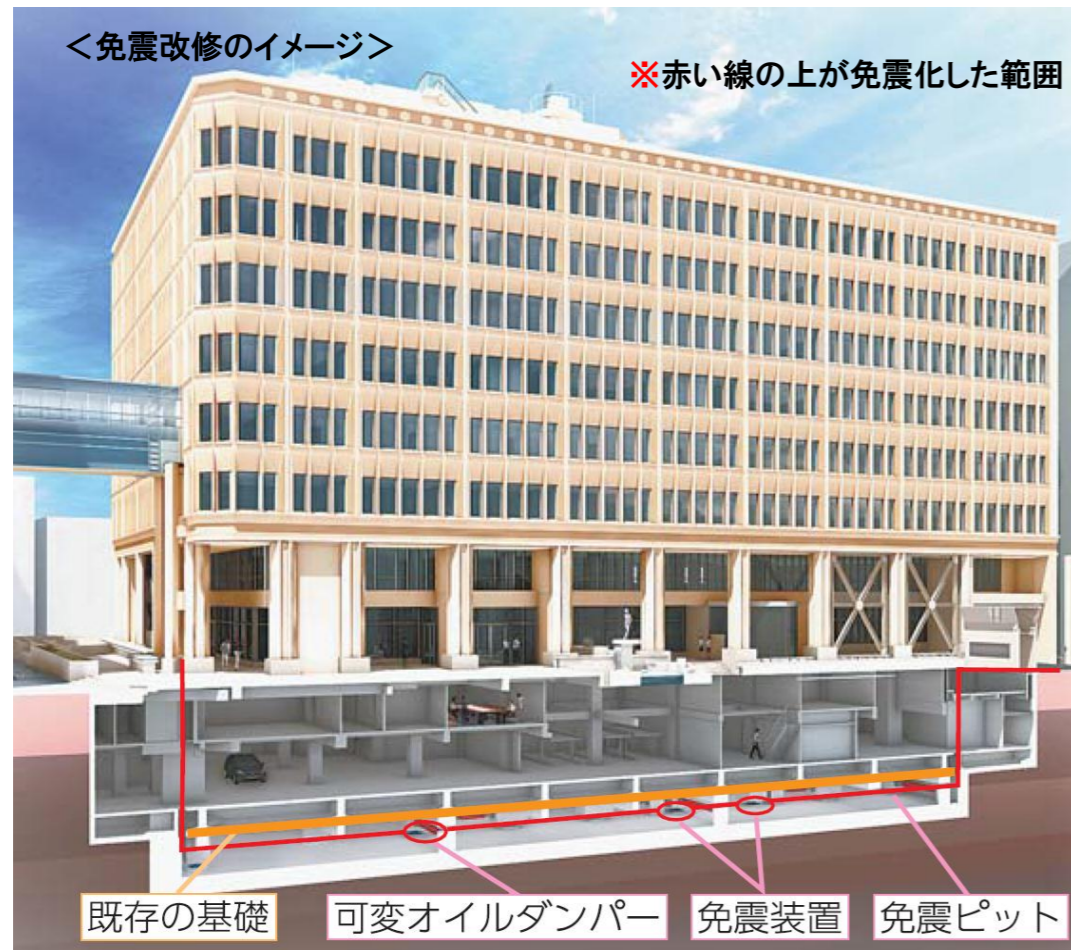
～震災後にも被災者支援及び復旧復興の拠点としての機能を発揮できます～

本庁舎は、大地震に遭遇した後も区の防災拠点としての機能を果たし、継続して使用できるよう、免震改修及び防災機能強化工事等を実施しました。

平成26年3月に準備工事、5月に本工事に着手し、平成27年6月には、免震性能をさらに高めるため曳家を実施しました。

10月26日に、免震化に必要な装置の設置が完了し、地震時に免震装置が動くようになりました。

11月20日をもって、関連する外構・内装工事を含めすべての工事が完了します。



<免震改修のイメージ>

※赤い線の上が免震化した範囲

<免震改修工事概要>

1. 免震改修工事及び関連工事

(1) 基礎下免震構法による免震改修
※建物をジャッキ等で支えながら、基礎の下を掘削して免震専用ピット(空間)を構築し、その空間に免震装置を取り付けます。

(2) 免震改修関連工事(曳家、エレベーター更新・防災機能強化工事)

(3) モニタリング設置等工事

2. 庁舎維持管理等工事

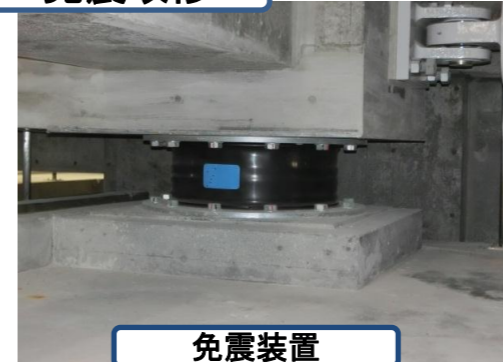
(1) 冷温水発生機更新工事

※屋上にある設置後20年経過した空調室外機の更新

(2) 高天井耐震改修工事

免震改修及び防災機能強化工事の取り組み

免震改修



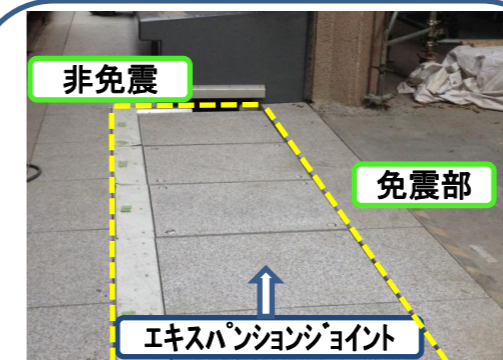
免震装置

ゴムの柔軟性により、地震時に揺れを建物に伝えにくくします。



可変オイルダンパー

油の粘性を利用し地震の揺れを抑えます。地震の規模に応じて、揺れを抑える力を変化させ、建物の変形を小さくします。

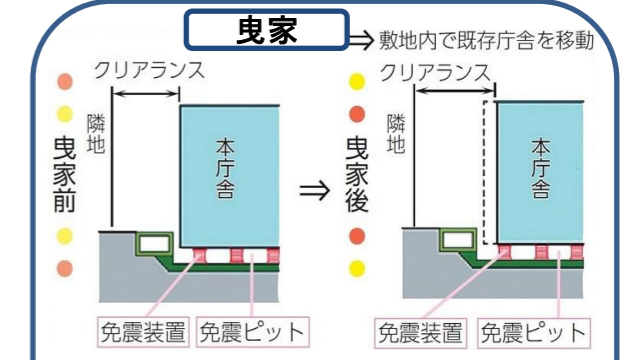


非免震

免震部

エキスパンションジョイント

エキスパンションジョイント(免震部分と非免震部分との境目)は、地震時には、どの方向の動きにも、壊れずに追従することができます。



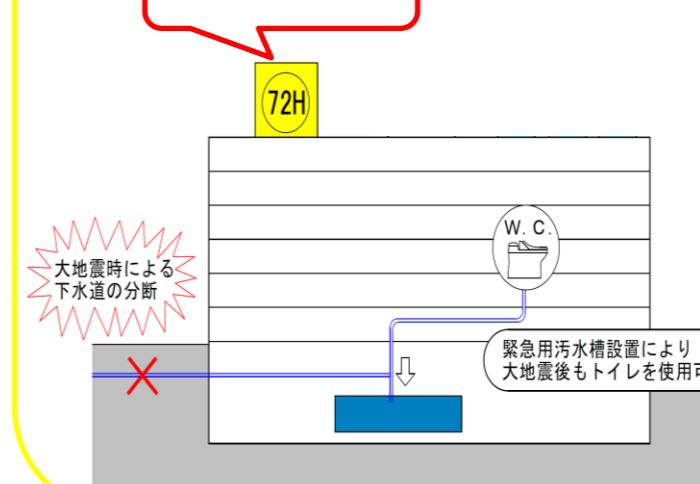
曳家

敷地内で既存庁舎を移動

曳家により、隣地との離隔をより広くとり、地震時の揺れ幅を大きくすることで、より高い免震性能を発揮させます。

防災機能強化

非常用発電機更新により可動時間の向上



大地震時による下水道の分断

緊急用汚水槽設置により大地震後もトイレを使用可能



非常用発電機

既存の非常用発電機を更新し、稼働時間を向上(連続72時間)、緊急用汚水槽を設置することにより、災害時に下水道が分断されても、一部のトイレが使用可能になり防災機能の強化を図りました。

問合せ先

総務部 副参事(庁舎耐震改修担当) 川島(電話 03-5273-3044)

総務部 施設課長 小川(電話 03-5273-3790)